

産 業 建 設 委 員 会

令和 6 年 8 月 16 日 (金)
午前 10 時 ～ 時 分
第 3 委 員 会 室

【委 員】川上委員長、田畑副委員長
村木委員、大谷委員、小川委員、佐々木委員、牛尾委員

【議長・委員外議員】

【執行部】

(産業経済部) 佐々木産業経済部長、久佐産業経済部参事、大屋商工労働課長

【事務局】大下書記

【議 題】

1 所管事務調査

(1) 道の駅ゆうひパーク浜田の今後について

【商工労働課】

道の駅ゆうひパーク浜田の今後について

1 道の駅「ゆうひパーク浜田」整備運営事業者の公募について

(1) 事業コンセプト

「道の駅」ゆうひパーク浜田リニューアル基本方針」と「道の駅」登録・案内要綱に基づき、公募における事業コンセプトを以下のとおり整理しました。

事業全体の方針 (目指す姿)	①「道の駅」としての基本的な機能を有すること（休憩機能、情報発信機能、地域連携機能）。 ②市民や観光客等の道路利用者に対し、地域の魅力を発信し、集客力を高め持続可能な交流拠点としての賑わい施設であること。 ③周辺住民や道路利用者の防災拠点でもあることから、防災に対応した施設運営ができる施設であること。
-------------------	--

(2) 前提条件

- ・「道の駅」ゆうひパーク浜田及びゆうひ公園の一体的活用を含め、民間事業者の自由な発想による提案を求めること（ゆうひ公園に対する提案は必須ではないが、ゆうひ公園の一体的活用を含めた提案を期待）
- ・選定された民間事業者が設置者となり「道の駅」としての運用を継続すること
- ・市所有の「道の駅」施設は普通財産として貸付けること
- ・土地は国所有であるため道路占用条件を遵守すること
- ・事業の範囲は、「道の駅」ゆうひパーク浜田及びゆうひ公園の「改修設計・改修・維持管理・運営」を想定していること

(3) 事業者サウンディング、プロポーザル審査会において整理した事項

事業範囲	設計、建設(改修)、工事監理、維持管理・運営の全て
事業手法	「道の駅」施設は無償貸付とする。 <u>ただし、地場産品の振興、地域の雇用創出など地域への貢献及び市に対する収益還元</u> の提案を求める。
事業期間	運営開始日から 10 年～20 年の範囲
費用負担	独立採算方式
応募者要件	道の駅、物販施設、飲食施設、その他提案内容に応じた施設等のいずれかにおける 2 年以上の維持管理・運営業務の実績

2 選定基準

一次審査（参加）・二次審査（選定）の二段階による審査方法とする。

(1) 一次審査について

「一次審査基準」に沿って得点化を行い、各選定委員の評価結果の平均値が高いものから順に原則5者を一次審査の通過者として選定

(2) 二次審査について

プレゼンテーションを実施し、「二次審査基準」に沿って得点化を行い、二次審査の得点の合計点が最も高い応募者を優先交渉権者として選定

3 スケジュール（予定）

令和6年 7月30日（実施済）	第1回プロポーザル審査会（募集要項の内容審査）
令和6年 8月21日	募集要項等の公表
令和6年10月31日	一次審査（提案書提出者の選定）
令和7年 1月28日	第2回プロポーザル審査会（プレゼンテーションの実施）
令和7年 3月上旬	仮契約の締結（整備運営事業者の決定）
令和7年 3月下旬	無償貸付の議決
令和8年 4月※	リニューアルオープン

令和17年度～令和28年度 事業終了（契約期間10～20年間）

※ 令和8年3月末まで現運営者による運営を予定している。リニューアルオープンの時期は、令和8年4月以降を前提としている。民間事業者からの提案に合理的な理由があり、かつ、変更後の「道の駅」の運営に支障が無いと市が判断した場合には、リニューアルオープンの時期を令和8年4月より遅らせることは可とする（詳細は市との協議により決定）。